

PTA 会員の皆さん

市川市立第八中学校  
PTA 会長 五月女 雅一

## 令和 7 年度 PTA 定期総会 (Web 開催) のご案内

陽春の候、皆さんにおかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
日頃よりハ中 PTA 活動へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 7 年度の PTA 定期総会は、集会形式ではなく下記の通り Web 開催とさせていただきます。つきましては、学校ホームページに掲載される議案書をご確認の上、期日までにご回答くださいますようお願い申し上げます。

### 記

議案内容	学校ホームページに 4 月 11 日 (金) より掲載 スキットメールにて URL をお知らせします
審議方法	Google フォームを利用した議決権行使による決議
結果報告	スキットメールにて報告します

以上

### 1.回答方法【対象：全 PTA 会員】

- ① 総会議案書の内容をご確認のいただき、各議案に対する議決権の行使のご意思を下記 Google フォームに入力の上ご送信ください。
- ② 1 世帯につき 1 回答でお願いします。  
複数のお子さまが在校している場合は、上の子様の学年でご回答ください。
- ③ 議決権行使は「承認する」・「承認しない」のいずれかでご回答ください。

議案	<a href="https://forms.gle/TtvBbZp8jeslYyDA8">https://forms.gle/TtvBbZp8jeslYyDA8</a>
【第 1 議題】令和 6 年度活動報告 【第 2 議題】令和 6 年度決算及び監査報告 【第 3 議題】令和 7 年度活動計画案 【第 4 議題】令和 7 年度予算案 【第 5 議題】PTA 本部役員候補 【第 6 議題】PTA 会則の改定案	

### 2.回答期限 4 月 20 日 (日)

紙媒体の総会資料を希望される場合は、4 月 14 日 (月) までに下記 PTA 本部までご連絡ください  
八中 PTA 本部 ichikawa8pta@gmail.com

## 第Ⅰ 議題

### 令和6年度活動報告

#### 1. PTA（本部）

- ・定期総会開催（令和6年4月書面開催）
- ・運営委員会の開催（年4回）
- ・学年会の開催（年3回）
- ・学校行事への協力（体育祭・鶴風祭）
- ・3学年進路応援グッズの配付
- ・市川市PTA連絡協議会、研究大会等への参加
- ・学校運営協議会への参加
- ・PTA活動に関するアンケート実施

#### 2. 学年委員会

- ・体育祭への協力（校内見回り）
- ・修学旅行会社選定プレゼンテーション参加（1年）
- ・学級費の会計監査
- ・進路卒業対策費の会計監査（3年）

#### 3. 文化委員会

- ・家庭教育学級説明会への参加
- ・家庭教育学級の開催
  - 第1回 6/28 校内進路説明会の傍聴
  - 第2回 7/12 ヨガ教室の開催
  - 第3回 11/1 納食試食会の開催

#### 4. 広報委員会

- ・PTA会報誌144号（職員紹介号）・145号（鶴風祭・卒業号）を発行

#### 5. ハ中サポート

- ・体育祭への協力（駐輪場整備・パトロール）
- ・3/1 校内美化活動として教室窓拭き実施

#### 6. 少年補導員

- ・地域祭り、夜間パトロール実施
- ・下校時の学校周辺の見回り実施
- ・少年補導員連絡協議会への参加

## 第2議題

## 令和6年度 PTA会計決算報告書

### 収入の部

項目	予算額	決算額	決算差額
緑越金	1,463,269	1,463,269	
会費	1,300,000	1,227,000	-73,000
預金利息	0	0	0
収入合計	2,763,269	2,690,269	-73,000

### 支出の部

項目	費目	予算額	決算額	予算残高
運営費	PTA運営費	諸会費	120,000	84,855
		運営費	450,000	348,484
		消耗品費	50,000	19,615
		備品費	400,000	543,078
		計	1,020,000	996,032
				23,968
活動費	PTA活動費	厚生費	80,000	46,000
		儀式関係費	600,000	429,702
		文化・体育奨励費	30,000	3,873
		会員教養費	10,000	20,000
		周年記念行事積立	100,000	100,000
		生徒活動援助費	400,000	99,722
		計	1,220,000	699,297
活動費	本部・専門委員会活動費	本部活動費	15,000	5,169
		学年委員活動費	100,000	42,000
		文化委員活動費	50,000	6,192
		広報委員活動費	30,000	23,870
		八中サポーター活動	5,000	3,024
		計	200,000	80,255
		小計	1,420,000	779,552
	予備費		323,269	323,269
	支出合計		2,763,269	1,775,584
				987,685

### 収支残高の部

総収入決算額	総支出決算額	残高
2,690,269	1,775,584	914,685

※残高は令和7年度PTA会計に繰越

## 令和6年度 PTA会計決算報告書

### 周年事業積立金

前年度繰越金	今年度積立金	雑収入(利息)	今年度支出	残 高
1,200,029	100,000	646	0	1,300,675

上記のとおり、令和6年度PTA会計を報告します。

令和7年3月31日

PTA会長

PTA会計

監査の結果、帳簿および書類の保存は適正にして正確に処理していることを認めます。

令和7年3月31日

PTA会計監査

### 第3議題

## 令和7年度活動計画(案)

### 1. PTA（本部）

- ・定期総会準備・開催
- ・運営委員会の開催（年4回）
- ・学校行事への協力（体育祭・鶴風祭）
- ・市川市PTA連絡協議会、研究大会等への参加
- ・学校運営協議会への参加
- ・学年交流会の開催（年3回程度）
- ・PTA活動に関するアンケートの実施
- ・PTA活動等の必要に応じ、参加者を募集（ハ中サポーター）

### 2. 学年委員会

- ・学校行事への協力
- ・学級費の会計監査
- ・修学旅行会社選定プレゼンテーション参加（1年）
- ・進路卒業対策費の会計監査（3年）

### 3. 文化委員会

- ・家庭教育学級企画・運営

### 4. 広報委員会

- ・PTA会報誌の編集及び発行

### 5. 少年補導員

- ・新任補導員研修の受講
- ・地区補導パトロール（月1～2回）
- ・少年補導員連絡協議会への参加

## 第4議題

## 令和7年度 PTA会計予算（案）

### 収入の部

項目	予算額	説明
繰越金	914,685	前年度繰越金
会費	1,170,000	年会費 1,800円(年額) × 650世帯(教職員含む)
預金利息	0	銀行利子
収入合計	2,084,685	

### 支出の部

項目	費目	予算額	説明
運営費	諸会費	90,000	振込手数料、P連負担金、各種分担金、PTA各種大会参加費
	運営費	200,000	講演会交通費、行事関係費、運営委員会開催費用等
	消耗品費	20,000	事務用品費等
	備品費	300,000	備品購入
	計	610,000	
活動費	厚生費	60,000	慶弔費、転退職お餞別
	儀式関係費	430,000	卒業記念品、入学式・卒業式に係わる費用
	文化・体育奨励費	20,000	体育祭・体育関連等の経費等
	会員教養費	20,000	講演会、新聞、図書費等
	周年記念行事積立	100,000	周年記念行事積立金
	生徒活動援助費	200,000	生徒体験学習の費用・生徒向け講演会に係わる費用
	計	830,000	
活動費	本部活動費	60,000	役員会、会議費、美化活動等
	学年委員活動費	5,000	学年活動費、会議費等
	文化委員活動費	40,000	家庭教育学級運営費、会議費等
	広報委員活動費	30,000	PTA広報印刷代、編集・取材経費、会議費等
	計	135,000	
	小計	965,000	
	予備費	509,685	
	支出合計	2,084,685	

第5議題

令和7年度 PTA本部役員候補

役 職	氏 名	所 属
名誉会長		
会 長		
副会長		
書記		
会計		
会計監査		

※令和7年4月9日時点での候補者

## 第6議題

### PTA会則等の改定（案）

PTA活動全般の見直しを行い、以下の点を変更する。

#### □PTA会則

##### 第五章 専門委員

第22条 ①学年委員の活動内容の見直し  
④ハ中サポーターを委員会制から活動の内容に応じて都度  
参加者を募る方法へ移行

##### 第六章 会計

第27条 年会費の見直し  
(集金方法は学校集金に準ずる)

第28条 転入による途中入会、および返金について追加

#### □卒業対策・進路対策委員会規約

##### 第六章 役員

第10条 選定内容の追加

##### 第七章 会費および会計年度

第14条 年会費の見直し  
(集金方法は学校集金に準ずる)

## 【改正案】

### 市川市立第八中学校 PTA 会則

#### 第一章 総 則

第1条 本会は市川市立第八中学校 P T A と称する。

第2条 本会の事務所を市川市立第八中学校内（市川市大和田4-9-1）におく。

第3条 本会の会員は市川市立第八中学校の生徒の保護者と現任教職員とする本会へは入会届の提出をもって入会したものとする。

第4条 本会は会員の協力により生徒の福祉を増進し、教育の向上を図ることを目的とする懇親協力団体である。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 教育懇談会・講演会・講習会を開く。
- ② 生徒の校外における健全教育をはかる。
- ③ 生徒の就学や出席を奨励・援助する。
- ④ 生徒の諸活動を奨励する。
- ⑤ 会員の親睦をはかる。
- ⑥ その他、教育発展のために必要なことを行う。

#### 第二章 役 員

第6条 本会は会員より選出された次の役員をおく。

- ・名誉会長 1名（校長）
- ・会長 1名
- ・副会長 3名以上（会計・書記を兼務できる）
- ・書記 1名以上
- ・会計 2名以上（内1名は教頭）
- ・会計監査 2名以上（内1名は教職員）

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 新役員の候補者は総会の承認を経て就任する。

第9条 会長は本会を代表して予算の執行及び会務を司る。

副会長は会長を助け、会長に事故あるときは会務を代行する。

第10条 書記は会議の協議事項を記録し保管する。

## 【現行】

### 市川市立第八中学校 PTA 会則

#### 第一章 総 則

第1条 本会は市川市立第八中学校 P T A と称する。

第2条 本会の事務所を市川市立第八中学校内（市川市大和田4-9-1）におく。

第3条 本会の会員は市川市立第八中学校の生徒の保護者と現任教職員とする。本会へは入会届の提出をもって入会したものとする。

第4条 本会は会員の協力により生徒の福祉を増進し、教育の向上を図ることを目的とする懇親協力団体である。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 教育懇談会・講演会・講習会を開く。
- ② 生徒の校外における健全教育をはかる。
- ③ 生徒の就学や出席を奨励・援助する。
- ④ 生徒の諸活動を奨励する。
- ⑤ 会員の親睦をはかる。
- ⑥ その他、教育発展のために必要なことを行う。

#### 第二章 役 員

第6条 本会は会員より選出された次の役員をおく。

- ・名誉会長 1名（校長）
- ・会長 1名
- ・副会長 3名以上（会計・書記を兼務できる）
- ・書記 1名以上
- ・会計 2名以上（内1名は教頭）
- ・会計監査 2名以上（内1名は教職員）

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条 新役員の候補者は総会の承認を経て就任する。

第9条 会長は本会を代表して予算の執行及び会務を司る。

副会長は会長を助け、会長に事故あるときは会務を代行する。

第10条 書記は会議の協議事項を記録し保管する。

## 【改正案】

第11条 会計は総会で決定した予算に基づき、会計を処理し財産を管理する。

第12条 会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。

第13条 役員会は必要に応じて会長がこれを招集し、会務を企画しこれを運営委員会に提案することができる。

## 第三章 総 会

第14条 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。

第15条 1.定期総会は会長が招集し原則として毎年度4月中に開かなければならぬ。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。  
2.招集が困難な場合は、書面等での審議をもって開催し、表決書等の提出をもって出席とみなす。

第16条 総会は委任状による出席を含めて、会員の3分の1以上の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長に一任する。

第17条 総会の議長は会長が指名し、出席者の同意を得てこれにあたる。

第18条 次の事項は総会の議決を得なければならない。  
①会務の承認  
②予算、決算の承認  
③校長、教頭を除く新役員の承認  
④会則の改廃  
⑤その他重要な会務

## 第四章 運営委員会

第19条 運営委員会は次の構成員で構成され、本会則及び総会の決議に基き本会の会務を企画運営する。  
①役員  
②各専門委員長（但し、学年委員は各学年委員長とする。）  
③教職員代表若干名

第20条 運営委員会は会長が招集し、議事を進行する。

第21条 運営委員会の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

## 【現行】

第11条 会計は総会で決定した予算に基づき、会計を処理し財産を管理する。

第12条 会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。

第13条 役員会は必要に応じて会長がこれを招集し、会務を企画しこれを運営委員会に提案することができる。

## 第三章 総 会

第14条 総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。

第15条 1.定期総会は会長が招集し原則として毎年度4月中に開かなければならぬ。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。  
2.招集が困難な場合は、書面等での審議をもって開催し、表決書等の提出をもって出席とみなす。

第16条 総会は委任状による出席を含めて、会員の3分の1以上の出席を以って成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の場合は、議長に一任する。

第17条 総会の議長は会長が指名し、出席者の同意を得てこれにあたる。

第18条 次の事項は総会の議決を得なければならない。  
①会務の承認  
②予算、決算の承認  
③校長、教頭を除く新役員の承認  
④会則の改廃  
④ その他重要な会務

## 第四章 運営委員会

第19条 運営委員会は次の構成員で構成され、本会則及び総会の決議に基き本会の会務を企画運営する。  
①役員  
②各専門委員長（但し、学年委員は各学年委員長とする。）  
③教職員代表若干名

第20条 運営委員会は会長が招集し、議事を進行する。

第21条 運営委員会の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。

## 【改正案】

### 第五章 専門委員会

第22条 本会に次の専門委員をおく。

- ① 学年委員（学級費の会計監査、~~学級の連絡調整及び~~学校行事の協力等）
- ② 文化委員（会員の教養向上、文化的行事）
- ③ 広報委員（会報の発行）
- ④ **ハ中サポーターを委員会制から活動の内容に応じて都度参加者を募る方法へ移行**

第23条 専門委員は運営委員会で決定した実施事項を執行する。

第24条 専門委員は選出された委員で構成する。任期は1年とする。

第25条 専門委員会は各学級の専門委員で構成し、委員長1名、副委員長を適宜互選により選出し、協力して運営する。

- ① 学年委員 各学年から3名以上
- ② 文化委員 全校から3名以上
- ③ 広報委員 全校から3名以上

第26条 専門委員会は委員長が招集し、決定事項は運営委員会に報告して承認を得なければならない。

### 第六章 会 計

第27条 本会の会費は、年間 1世帯 1,800円とする。

第28条 1.本会の経費は、会費により経理される。ただし、活動等が大幅に縮小された場合、適宜減額することができる。

2.転入による途中入会は、加入月に応じた年額を集金する。

3.納入された年間会費は、返金しないものとする。

4. 1件3万円以上の支出を行う場合は、運営委員会の承認を得る必要がある。

5. 1件3万円未満の場合は、会長の承認を得て会計する。

第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 【現行】

### 第五章 専門委員会

第22条 本会に次の専門委員をおく。

- ① 学年委員（学級費の会計監査、学級の連絡調整及び学校行事の協力等）
- ② 文化委員（会員の教養向上、文化的行事）
- ③ 広報委員（会報の発行）
- ④ ハ中サポーター（PTA及び学校行事の協力、学校美化活動）

第23条 専門委員は運営委員会で決定した実施事項を執行する。

第24条 専門委員は選出された委員で構成する。任期は1年とする。

第25条 専門委員会は各学級の専門委員で構成し、委員長1名、副委員長を適宜互選により選出し、協力して運営する。

第26条 専門委員会は委員長が招集し、決定事項は運営委員会に報告して承認を得なければならない。

### 第六章 会 計

第27条 本会の会費は、年間 1世帯 2,000円とする。

第28条 1.本会の経費は、会費により経理される。ただし、活動等が大幅に縮小された場合、適宜減額することができる。

2. 1件3万円以上の支出を行う場合は、運営委員会の承認を得る必要がある。

3. 1件3万円未満の場合は、会長の承認を得て会計する。

第29条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

## 【改正案】

### 付 則

第30条 運営委員会は本会に反しない範囲で細則を制定し、また改廃することができる。ただし、制定・改廃の結果は次の総会に報告しなければならない。

第31条 本会は必要に応じて特設委員会を設けることができる。

第32条 本会則は昭和45年4月28日より実施する。

平成28年4月23日一部改正

平成30年4月21日一部改正

令和3年4月30日一部改正

令和4年4月30日一部改正

令和5年4月30日一部改正

令和6年4月21日一部改正

令和7年4月20日一部改正

## 【現行】

### 付 則

第30条 運営委員会は本会に反しない範囲で細則を制定し、また改廃することができる。ただし、制定・改廃の結果は次の総会に報告しなければならない。

第31条 本会は必要に応じて特設委員会を設けることができる。

第32条 本会則は昭和45年4月28日より実施する。

平成28年4月23日一部改正

平成30年4月21日一部改正

令和3年4月30日一部改正

令和4年4月30日一部改正

令和5年4月30日一部改正

令和6年4月21日一部改正

# 市川市立第八中学校 P T A 慶弔規程

## 1. 慶弔

- (イ) 結婚祝 教職員について ・・・・・・・・ 5, 000円
- (ロ) 出産祝 教職員ならびに配偶者について ・・・ 3, 000円
- (ハ) 死亡
  - (一) 生徒の死亡について
  - (二) 生徒の父母、及びそれにかわる者の死亡について
  - (三) 教職員の父母、及びその子どもの死亡について
  - (四) 教職員及びその配偶者の死亡について
  - (一)～(四)の場合それぞれ5, 000円とする。
- (二) その他必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。

## 2. 見舞い

- (イ) 必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。  
その場合3, 000円とする。

## 3. 館別

- (イ) 教職員の転任、退職の場合には記念品を贈るものとする。
- (ロ) その他必要な場合、その都度運営委員会において協議決定する。

<備考> 教職員には事務職員、及び用務員も含む。

## 4. 付則

- (イ) 本規定は昭和50年10月18日より適用する。
- (ロ) 平成5年 5月 1日一部改正
- (ハ) 平成10年 4月30日一部改正
- (二) 平成18年 4月30日一部改正

## 【改正案】

### 卒業対策・進路対策委員会規約

#### 第一章 名称

第1条 本会は卒業対策・進路対策委員会と称し、市川市立第八中学校に事務局を置く。

#### 第二章 目的

第2条 本会は市川市立第八中学校の卒業及び進路指導を適切にするための諸活動を行うことを目的とする。

#### 第三章 組織

第3条 本会はPTA会則第2章第13条の会則にそって運営委員会の承認を経て、第3学年委員をもって組織する。

#### 第四章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 卒業に関する必要な活動を行う
2. 進路に関する必要な活動を行う
3. 本会の目的に沿う、他団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

#### 第五章 会議

第5条 本会は機関として、保護者会及び役員会を置く。

第6条 保護者会は本会の最高決定機関であって、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び予算の決定
2. 事業及び決算の承認
3. 役員の選出
4. 会計監査の選出
5. 本規約の改廃
6. その他全体に関すること

第7条 保護者会は市川市立第八中学校第3学年の保護者をもって構成する。

第8条 保護者会は全構成員の3分の2以上の出席（含：委任）で成立し、議事は過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 役員会は総会につぐ議決機関であり、事業計画、予算案の作成及び予算の執行を行う。

## 【現行】

### 卒業対策・進路対策委員会規約

#### 第一章 名称

第1条 本会は卒業対策・進路対策委員会と称し、市川市立第八中学校に事務局を置く。

#### 第二章 目的

第2条 本会は市川市立第八中学校の卒業及び進路指導を適切にするための諸活動を行うことを目的とする。

#### 第三章 組織

第3条 本会はPTA会則第2章第13条の会則にそって運営委員会の承認を経て、第3学年委員をもって組織する。

#### 第四章 事業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 卒業に関する必要な活動を行う
2. 進路に関する必要な活動を行う
3. 本会の目的に沿う、他団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

#### 第五章 会議

第5条 本会は機関として、保護者会及び役員会を置く。

第6条 保護者会は本会の最高決定機関であって、次の事項を審議する。

1. 事業計画及び予算の決定
2. 事業及び決算の承認
3. 役員の選出
4. 会計監査の選出
5. 本規約の改廃
6. その他全体に関すること

第7条 保護者会は市川市立第八中学校第3学年の保護者をもって構成する。

第8条 保護者会は全構成員の3分の2以上の出席（含：委任）で成立し、議事は過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第9条 役員会は総会につぐ議決機関であり、事業計画、予算案の作成及び予算の執行を行う。

## 【改正案】

### 第六章 役員

第10条 本会は次の役員をおく。なお、任期は1年とする。

1. 委員長 1名 (学年委員より互選する)
2. 会計 2名 (学年委員より互選する、内1名は教頭)
3. 会計監査 2名 (学年委員より互選する、内1名は教職員)

第11条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 委員長は本会を代表し、一切の会務を統括する
2. 会計は本会の会計を処理する
3. 会計監査は一切の会計を監査し、保護者会に報告する

第12条 本会は保護者会の承認を得て、顧問をおくことができる。顧問は第3学年主任とし、本会の運営に適切な助言を行う。

### 第七章 会費及び会計年度

第13条 本会の会計は会費をもってあてる。

第14条 本会の会費は原則として年間9千円程度とする。~~3回の集金をもつて徴収する。ただし、活動に応じ適宜増額することができる。~~

第15条 本会の会計年度は4月より、翌年の3月までとする。

付 則 本会則は平成20年4月1日より施行する。

平成28年4月23日一部改正

令和 7年4月20日一部改正

## 【現行】

### 第六章 役員

第10条 本会は次の役員をおく。なお、任期は1年とする。

1. 委員長 1名 (学年部より互選する)
2. 会計 2名 (学年部より互選する)
3. 会計監査 2名 (学年部より互選する)

第11条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 委員長は本会を代表し、一切の会務を統括する
2. 会計は本会の会計を処理する
3. 会計監査は一切の会計を監査し、保護者会に報告する

第12条 本会は保護者会の承認を得て、顧問をおくことができる。顧問は第3学年主任とし、本会の運営に適切な助言を行う。

### 第七章 会費及び会計年度

第13条 本会の会計は会費をもってあてる。

第14条 本会の会費は原則として年間9千円とし、3回の集金をもって徴収する。

第15条 本会の会計年度は4月より、翌年の3月までとする。

付 則 本会則は平成20年4月1日より施行する。

平成28年4月23日一部改正

# 第八中学校 P T A 個人情報保護方針（案）

## 第1条（目的及び定義）

1. 市川市立第八中学校 P T A（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、 P T A 加入の際に入手した個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
  - (1) 会員とは、市川市立第八中学校 P T A の会員をいう。
  - (2) 本人等とは、個人情報対象者（本人）、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者等から委任を受けた者をいう。

## 第2条（本会で取り扱う個人情報）

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- (1) 会員の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど）
- (2) 会員の生徒の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど） クラス
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報

## 第3条（管理責任者・管理方法）

1. 本会の個人情報管理責任者を P T A 会長とする。
2. 本会は、市川市立第八中学校（市川市大和田4丁目9-1）内の P T A 会長が指定する施錠のできる保管庫で適切な方法により収集した個人情報を管理する。

## 第4条（情報の収集・利用）

1. 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、生徒、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
  - (1) 会費集金・管理
  - (2) 本会役員の選任
  - (3) 名簿の作成（本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む）
  - (4) 関係文書の送付
  - (5) 作品などの募集・管理
  - (6) その他、運営委員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合
2. 本会の役員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得る必要がある。

## 第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報は運営委員会が必要と判断した場合以外は、第三者に提供することはできない。なお、運営委員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人等から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

## 第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、卒業又は転出による退会、本人からの申し出があった場合は、速やかに破棄もしくは返還する。

## 第7条（情報の開示等）

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

## 第8条（秘密保持）

1. 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
2. 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、運営委員会に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

## 第9条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

## 第10条（本取扱方針の改正）

本取扱方針は、総会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附則 本取扱方針は令和6年4月21日より施行する。